

騒音規制法 特定施設一覧

施行令別表第1  
(第1条関係)

特定施設		原動機の 定格出力 (kw)	
1	金属加工機械	イ 圧延機械 (2個以上の原動機を使用する場合はその合計の定格出力)	22.5以上
		ロ 製管機械	
		ハ ベンディングマシン (ロール式で金属材料の曲げ加工をロールによる送り曲げで行う機械)	3.75以上
		イ 液圧プレス(矯正プレスを除く) 水・油の液圧でプレスを行う機械	
		ロ 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートンのものに限る)	
		ハ せん断機 金属材料のせん断を行う機械	3.75以上
		イ 鍛造機 ハンマ、鍛造プレス、ホーマ、アプセッタ、ロール、 スウェーjingマシン等	
		ロ ワイヤフォーミングマシン 線材、針金を加工する機械	
		ハ プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く) 圧縮空気や遠心力を用いて砂、剛球、けい石粒などの研磨剤を表面に 吹き付けて、鋳造品・鋼板等のスケール落し、錆などの除去、めっきの 前処理を行う鋳物等の清掃機械。	
		イ タンブラー	
ロ 切断機(といしを用いるものに限る。)			
2	空気圧縮機・送風機	圧縮機(エアコン室外機の小型空気圧縮機は規制対象外)	7.5以上
		送風機(排風機を含む) ファン、ブロウ (原動機の定格出力が7.5kw以上の送風機を有する冷却塔=クーリング タワーを含む H21.8.14環水大大発090814001号通知)	
3	土石用または鉱物用の破碎機(クラッシャ)、摩碎機(グラインディミル)、ふるい及び分級機	7.5以上	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)		
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上の ものに限る。)	
		ロ アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)	
6	穀物用製粉機(ロール式) 小麦などを粉にする機械	7.5以上	
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー 原木より樹皮を除去する機械	2.25以上
		ロ チッパー 削片(チップ)を製造する機械	
		ハ 碎木機 碎木パルプを作成する機械	
		ニ 帯のご盤	製材用 15以上 木工用 2.25以上
		ホ 丸のご盤	製材用 15以上 木工用 2.25以上
		ヘ かな盤	2.25以上
8	抄紙機 紙を製造する機械で、湿紙を作る網部、湿紙から水をとるプレス部、熱乾燥 する乾燥部から構成	30以上	
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)		
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機(ジルト式のものに限る。)		